

第 57 回産業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 6 月 20 日（月） 15:55～18:35
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 川崎 茂
 - （委 員） 西郷 浩、河井 啓希
 - （専 門 委 員） 岸本 淳平、小針 美和、納口 るり子
 - （審議協力者） 前田 浩史（一般社団法人 J ミルク専務理事）、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県
 - （調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室：成瀬室長ほか
農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱課長ほか
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐
 - （事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官
総務省統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか
- 4 議 題 「牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更について」
- 5 議事録

○川崎部会長 それでは、定刻より 5 分も早いですが、ただ今から第 57 回産業統計部会を開催させていただきます。

本日は、これまでの 2 回の部会に引き続いての審議です。主な議題としては、牛乳乳製品統計調査と農業経営統計調査の変更です。これまで出た論点について農林水産省の方で整理して回答いただけるということです。前半でその回答をお願いしたいと思います。そして、後半で農業経営統計調査のまだ審議していない事項を審議することとさせていただきます。

本日は、第 1 回の部会審議に続き、審議協力者として一般社団法人 J ミルクの前田専務理事にも出席いただいております。よろしく申し上げます。

本日の審議時間ですが、18 時までと予定させていただいております。状況によって予定時間を若干過ぎる場合もあろうかと思っております。もし延長となりました場合は、予定のある方は、退席いただいて結構です。

それでは、早速、審議に入ります。本日の配布資料及び審議のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、議事次第に記載の配布資料と見比べながら確認をお願いしたいと思います。本日の配布資料につきまして

は、資料1ということで牛乳乳製品統計調査に関して1回目の部会審議において整理、報告等が求められた事項に対する調査実施者の回答。資料2として農業経営統計調査に関して前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項に対する調査実施者の回答。資料3としまして、前回部会後に農業経営統計調査の集計事項の案についていただいた意見に対する調査実施者の回答。そして、参考資料ということで、事前に皆様方にお送りして内容を確認いただきました前回部会の議事概要をお配りしております。資料に不足等がありましたら、お申し出ください。

それでは、初めに牛乳乳製品統計調査に関して1回目の部会審議で整理、報告等が求められた事項について、資料1に基づき、調査実施者からの回答を踏まえ、審議をお願いしたいと思います。これに続きまして、農業経営統計調査に関して前回部会で整理、報告等が求められた事項について、資料2に基づき調査実施者からの回答を踏まえ、審議をお願いします。これらの審議に続きまして、1回目の部会で配布しました資料4-1の審査メモ及び前回部会で配布しました資料2の審査メモで示された論点に対する回答（農業経営統計調査その2）に基づきまして、農業経営統計調査に係る残りの論点について審議をお願いします。

なお、農業経営統計調査の集計事項の案に対していただきました意見については、集計事項の変更に係る論点の審議のところでは本日の配布資料3に基づきまして、調査実施者からの回答を踏まえ、審議をお願いします。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

このようなスケジュールで進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。早速、審議に入らせていただきます。では、資料1に基づき、牛乳乳製品調査についての第1回部会において意見等として出された事項について、調査実施者としての農林水産省からの回答について審議を行いたいと思います。

では、農林水産省の方からお願いします。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 消費統計室長の成瀬です。よろしく申し上げます。資料1に基づきまして、私から回答をさせていただきます。第1回の部会におきまして前田審議協力者から2点ほど意見をいただいたところです。まず最初に、脱脂濃縮乳のように一定の生産量があって、かつ非常に市場における有用な情報となるものについても、ホエイパウダーだけではなく同様に把握していく必要があるの

ではないかということでした。今回、脱脂粉乳、バター、チーズといった液状ではない製品に加えまして、クリームや脱脂濃縮乳などのいわゆる液状品についての最近の状況や政策部局の意見などを確認してきたところです。

まずは、クリームについてですが、最近コンビニなどの新商品の開発、例えばプレミアムロールケーキのような製品が爆発的に売れている状況であり、そういったものに多く使われています。また、脱脂濃縮乳は、最近の製造技術の発展から推奨されていることもあり、非常に需要が増加しているところでもあります。

一方、昨年のTPPの大筋合意に伴う「総合的なTPP関連政策大綱」の中で、酪農家の経営安定のために、脱脂粉乳、バター、チーズの非液状乳製品に加えまして、クリームとか脱脂濃縮乳、濃縮乳という液状乳製品についても、準備が整い次第、加工原料乳の生産者補給金制度の対象品目として加えることになっておりまして、今年の3月にこの補給金の単価算定方式等検討会が設置され、この中で29年度から新たな制度で実施できるように検討が開始されたということでした。

したがって、政策部局の方からも是非、調査項目として追加してほしいという意見もありましたので、資料の別添1を見ていただくと分かるのですが、諮問案でいきますと、「乳製品向け」、「うち、チーズ向け」と「うち、クリーム等向け」に分けておりますが、この「うち、クリーム等向け」というものは、クリームと脱脂濃縮乳と濃縮乳という3つ乳製品の計になっていますので、それぞれに分けて把握させていただきたいということです。なお、大手乳業メーカーに回答が可能かどうか確認しておりまして、これまで3つまとめて入れていたところを分けて入れるだけなので、特に問題はないということでした。また、調査対象の工場・処理場のうち、このクリーム等向けについては、70社がここに記入している状況になっているところです。

それからもう1点、近年のバター不足からここ数年輸入されている状況にあるバターについて、在庫量を国産・輸入別に把握することを検討していただきたいということでした。ご承知のとおり、生乳というものは非常に腐食しやすい製品ですから、まず、生鮮性が求められる牛乳、生クリームに使われ、最後に保存性の高いバターに使われるということで、例えば生乳の生産量が減少するとやはりバターが足りなくなります。ここ最近、特に平成26年は猛暑の影響や乳牛の頭数が減少したことによる生乳生産量の減少に伴い、バターの生産量が減少したため、バターを緊急的に輸入したのですが、需要不安を背景としまして家庭用バターの購入量が増えたことによって、いわゆる品薄というような状況に陥ったと

ころです。

27年度及び28年度は品薄感はなかったのですが、やはりバターを輸入するという状況にありまして、ここ数年の状況を踏まえ、先月の5月19日に内閣府の方で設置されております規制改革会議におきまして、規制改革に関する第4次答申が示され、昨今のバター不足への対応として、その原因や正確な実態把握、こういったバター等のモニタリング等の強化を平成28年度中、可能な限り速やかに実施するということが示されたところであります。このため、政策部局から是非このバターの在庫量について、現在、国産・輸入を一括して把握しているのですが、これを分けて把握していただきたいということでありました。

別添の1を見ていただきたいのですが、これまで諮問案では、このバターの在庫量の国産・輸入の欄に斜線を引いていてトータルだけ把握してきたものを、合計だけではなく国産・輸入別に分けて把握するように変えさせていただきたいと思っております。なお、このことにつきまして大手乳業メーカーの15社について確認したところ、回答は十分できるということでしたし、バターの在庫実績がある事業者は60社程度あるのですが、そのうち輸入バターを取り扱っているのが大体30社程度あるという状況であります。いずれにしましても、今回は、この2点について項目を追加して調査させていただきたいということです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして、意見、質問のある方は発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。前田審議協力者、お願いします。

○前田審議協力者 前々回、参加させていただきましてこの件について発言させていただきました。今、回答をいただきました内容につきましては、現状についてしっかり課題を整理していただいて、改めて諮問案の修正をしていただきましたので、この内容で、私が発言した内容については十分把握できると考えております。この内容でよろしいのではないかと考えます。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかに発言はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今、前田審議協力者の発言のとおり、この件につきましてはきちんと前向きに問題を整理していただいて対応しておりますので、これで了承とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、そうさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の審議に入りますが、その前にここで前田審議協力者は所用のため退席されます。本日は、お忙しい中、出席いただき、ありがとうございました。

○前田審議協力者 どうもありがとうございました。

○川崎部会長 それでは、次の項目に進ませていただきます。本日、お配りしております資料2に沿いまして、農業経営統計調査についての前回の部会での皆様からの意見等についての調査実施者としての回答について審議を行いたいと思います。

それでは、農林水産省からお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料2をご覧ください。資料2に別添1から5のつづりがありますので、それも参照していただきながら、説明させていただきます。

1点目です。標本設計の変更ということですが、前回部会資料2において目標精度と目標標本数が混在しているなど分かりづらいところがあるという指摘がありました。そこにある4つの表について目標精度、あるいは目標標本数の扱いについて変更しましたので新旧対照表をご覧ください。具体的には、その目標精度と目標標本数が同一の欄に括弧付きで目標標本数という形で付いている部分については、目標精度と（標準誤差率）として整理します。本調査の公表については印刷物、あるいはホームページ等も同様の変更をしたいと考えています。

次に②について説明します。標本設計で規模の大きいところの抽出率は高く、小さいところの抽出率を低くするなど標本数の最適配分が行われているとのことであるが、具体的にどうなっているのかという指摘です。層別抽出法を使って最適配分により階層規模別の標本数を算定していますので、各規模階層の母集団の大きさと標準偏差の積に応じて規模階層ごとの標本数が定まります。一般的に標準偏差の大きい大規模階層経営体は高い抽出率となります。別添の5ページに規模階層ごとの抽出率を整理していますのでご確認ください。

それぞれ階層を見ると、営農類型別経営統計の北海道では、一番小さい2.0から3.0ha階層が母集団の214分の1の抽出率。一番大きい30ha以上が22分の1の抽出率になっています。都府県では一番下の階層で1,769分の1に対して一番大きいところでは13分の1となっています。生産費についても同様の状況になっています。

それでは、本文の2ページです。損益計算書関係ということになりますが、営業外収支の内訳及び特別損益の内訳を把握する設問の中で、科目配賦表の前にこれらが配置されて

いるが、一般的な損益計算書の項目の順番に沿って直した方がよいのではとの指摘です。

今回、その下にあるように「現行」と「変更後」として修正しています。具体的には別添の6、7ページに別添3として付けています。以前はこの6ページの右側にあります科目配賦表、生産原価や販売及び一般管理費が、2枚目にありましたが、やはり考え方を整理し記入のしやすさということも含めて、本来あるべき順序に変更しました。

次に資料2の3ですが、調査客体の概況―事業従事者数ということです。役員、あるいは構成員の定義が分かりにくい部分、それから、調査票のレイアウトを工夫するなりをして注記を付すなど整理をすべきではないかという指摘でありました。それで、まず1つは役員、構成員に関して紛れが生じないよう、各項目の定義を追加します。それから、事業従事者数において事業全体としての構成員、それから、一方で農業に従事する構成員ということをそれぞれ把握しておりますので、その部分については分けて整理をしたいと考えています。具体的には別添の8ページになりますが、別添4-1と4-2になります。

4-1を見てください、現行と諮問案という形で諮問案の部分が構成員、役員、そしてその農業従事者数の内訳として構成員、常用雇用者が出てくるという形だったわけですが、今回、事業全体の中での役員と構成員について分類して、上の方にアという形で整理をさせていただいて、その定義についても、その下に整理をさせていただくということです。それから、下の方で農業従事者について把握していた部分につきましては、農業事業ということで構成員、それから、常用雇用者、臨時雇用者という形で整理をしたいということです。

それでは、本文に戻らせていただきます。3ページになります。事業従事者の内訳として、管理職と一般職の区分を設けることについて検討をとということでありました。現在、厚生労働省において企業や事業所における管理職の状況について一定程度把握する調査を実施しておりますが、現時点において農林統計を含めた政府統計では管理職か一般職の区分・定義を設けて把握している調査は見られていない状況にあります。今後、農林統計の分野において管理職や一般職の区分の必要性が拡大すれば、まず、農業経営統計調査よりも、まずはその構造面、農林業センサスとか、その中間年で実施している農業構造動態調査で実態把握を優先すべきではないかと考えています。

男女共同参画の進捗状況の把握という点でも、そういった統計で実施していったらどうかということ。それから、現在も農業構造動態調査では組織経営体の代表者及び役員について男女別・年齢階層別に把握をしているという状況があります。まずそちらを見ていく

必要があります。それから、次回の農林業センサスの実施に係る検討の場においても、今回、指摘いただいた取り扱いについて検討を行うべきと考えているところです。

それから、次に、その下の4番の部分、調査客体の概況－構成員の状況等の部分になりますが、出資者の部分です。出資者がどのような世帯なのかを把握する目的であるならば、出身世帯という表現ではなく、出資世帯、あるいは出資元世帯などと表記すべきではないかという指摘をいただいております。それで、結論的には紛れがないように「出資世帯数」という形で整理をしたいと考えております。具体的には別添5を見ていただければと思います。別添5のところで、真ん中が諮問案、左側が変更案ということになりますが、赤字で書いております。出身世帯と書いていた部分につきまして、出資世帯数という形で整理をしたいと考えているところです。

それから、本文に戻らせていただきまして4ページの部分になります。調査客体の概況ということで、営農類型別統計の関連項目ということで生産調整田面積の記入の注意について、今後、制度的な変更が予定されているというようなこともあって、その旨がわかるようにという指摘をいただいていたところです。それで、まだ調査開始時点においては生産数量目標の配分が実施されていることから当該事項については申請案のままとさせていただきたいということです。今後、行政による生産数量目標の配分が廃止となった状況に合わせて当該事項の変更をしたいと考えているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これらにつきまして意見、質問等をいただきたいと思います。順番に進めてまいりたいと思います。標本設計の変更に関連してはいかがでしょうか。西郷委員、いかがでしょうか。

○西郷委員 表そのもののレイアウトで見づらいところがあったということは、今回、提案のことでクリアできていると認識いたします。ただ、もう1個論点があって、どの項目に関しては目標精度を定めてサンプルサイズを決めて、どの項目に関しては目標精度ではなくサンプルサイズそのものを最初から決めるのかということについて、何か一定の整理が必要ではないかと。

確か前回の部会では、例えば過去のデータからある程度目標精度も定めることによってサンプルサイズが、合理的なサンプルサイズが決まってくるということであればそれを使うし、過去のデータとこれから調査するものとの相関があまり高くない場合には、そのよ

うな過去のデータから標本のサイズというのを設計してもあまり効果がないであろうから、最初からサンプルサイズを決めに行く、そんな整理もあり得るのではないかという議論を確かさせていただいているのですが、今回はそういうことは特に使わずにサンプルサイズを最初から、目標精度を定めてサンプルサイズを決めるものと最初からそういうことはせずにサンプルサイズを決めにかかるものというものは、前回説明いただいたとおりで特に、前回の部会で出された案で検討するということにはなさっていないという、そういう整理でよろしいのですか。前回の議論がどこで反映されているのか私には見えなかったのです。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 西郷委員の指摘を受け、別添1の1～4ページですが、前回までは目標精度欄に括弧で50など目標標本数を入れていたのですが、そこをバーとして整理したところですが、改めて次回、再整理します。

○西郷委員 はい。構いません。恐らく実際のデータを使った場合には、そんなにきれいに分かれるはずなので、今回、私が前回部会で申し上げたことを反映させてほしいということではないのですが、どういうときに、この表自体は、この項目に関しては目標精度を定めてサンプルサイズを決めていますよ、そうでないものに関してはサンプルサイズを最初から定めるという形にしていますよ。どの項目がどういうふうに対応しているのかということはこの表から分かるわけですが、前はなぜそうなのですかということが議論されて、そのなぜということに関しては、前回、私が申し上げたような整理もあるのではないかと。その整理の仕方というものは、本当にうまく機能するかどうかということは実際に行ってみなければわからないことなので、もしどこかで試算していただいて、もしそういう形で整理がつくということであれば採用していただければ良いですし、そうでなければ別に採用には至らなくても良いことなので。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 分かりました。

○川崎部会長 ありがとうございます。

要はその標本の大きさの方を先に決めている目標精度ではなくて、標本を決めた考え方を整理、確認していただきたいということですね。

○西郷委員 はい。

○川崎部会長 それは必ずしもこの表の中に書き込んでほしいというご趣旨ではないですね。

○西郷委員 そうではないです。はい。

○川崎部会長 そういうことを改めまして農林水産省に確認をお願いしたいということで

すが、よろしいでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 分かりました。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして2の損益計算書の事項の整理についてですが、これについてはいかがでしょうか。

どうぞ、小針専門委員。

○小針専門委員 発言したとおりに修正いただきまして、これでよろしいかと思えます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

念のため、ほかの方はいかがでしょうか。よろしいですか。では、こちらの方はこれで了承とさせていただきたいと思えます。

では、続きまして3番目の調査客体の概況―事業従事者数、この関係についてはいかがでしょうか。管理職、一般職の区分ということですね。これは岸本専門委員、いかがでしょうか。

○岸本専門委員 私から前回、管理職、一般職についての検討をお願いしたということでした。状況についても今、説明、整理していただいて分かりましたので、是非今後も検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ということで、これはこの調査の今回のところだけでは解決がつかない問題ですが、引き続きより広い枠組みの中で考えていきたいということかと思えますので、よろしくをお願いします。

その次は、調査客体の構成員の状況、これは表記だけの問題ですので、よろしいでしょうか。出資世帯については、よろしいですね。この次ですが、生産調整田面積の関係ですが、こちらの方はいかがでしょうか。では、小針専門委員、お願いします。

○小針専門委員 すみません、前回のときに私の表現の仕方が悪かったのかもしれないのですが、ポイントが2つあったかと思まして。1つはおっしゃるとおり配分がなくなるかもしれないというところが1つなのですが、このような形で明記してしまうと、今、配分されているものは主食用米を作って良い面積なり数量で、ここで言っている生産調整の面積というものは主食用米以外のものを作っている面積を記入するという形に恐らくなるかと思えます。

今まで、実際の現場では、生産調整の面積という言い方をすると他作物を作っている面

積だという認識があると思うので、その意味で、もう現場は分かっているという認識であれば良いと思うのですが、実際の制度上は多分、配分しているものは主食用米、ここで把握したいものは主食用米以外を作っている面積というので、前と後ろで指しているものが違うと思うので、そこの部分をこのままの表記で良いのかどうなのかということは、念のため確認いただければと思います。通例で今までも生産調整の面積で来ているので構わないという整理であれば、それはそれという形だと思いますが。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 そのことについては、これまでもその定義で行っており、紛れがないことから、現行のままでも十分ではないかと考えています。

○川崎部会長 それでは、今の生産調整田の件についても紛れがないということですので、よろしいでしょうか。それでは、今回のこの資料2の方でいろいろ回答いただいた件につきましては、この部会として了承いただいたものとさせていただきますよろしいでしょうか。ありがとうございました。

これで、資料2まで終わり、今度はこれまでの議論にまた戻ります。これまで農業経営統計調査の審議事項のうちの1の(3)のオからクまでが前回まで終わっております。今度はケ、コから始まるということで調査客体の概況等のところから説明を頂くということになります。これは前回の会議資料の方に戻るということです。

それでは、説明を事務局の方からお願いします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ、第1回目の部会で配布させていただきました資料4-1の20ページを御覧いただければと思います。

審査メモ20ページです。ケの調査客体概況-農産物生産費統計関連共通項目①についてです。生産組織への参加状況及び主な被害の種類を把握する調査事項を削除することについてです。これについての審査状況です。本調査事項のうち、個人経営体の生産組織への参加状況は、他の調査事項とのクロス集計を行うために把握しているものですが、統計ニーズが低下しているとして削除するものです。

また、主な被害の種類については、個人経営体において農業薬剤費の支出項目への計上や防除作業の実施が見られる場合に、その要因を分析するために把握しているものであり、作物統計調査の調査結果から分析可能であるとして削除するものです。これらにつきましては、報告者負担の軽減の観点から見ておおむね適当であると考えますが、利活用等の観点から見て当該調査項目の削除の妥当性等について検討する必要があると考えておりまし

て、現状確認を含め、3つの論点を整理しております。

1点目です。個別経営体が参加する生産組織とは具体的にどのようなものか、生産組織への参加状況と他の調査事項についてどのような統計表を作成し、利活用をしたのか、統計ニーズが低下したとしているが、その背景・理由は何か。2点目です。主な被害の種類に係る調査結果につきまして、農業薬剤費の支出項目への計上や防除作業の実施との関係を踏まえ、具体的な利活用イメージを説明願いたい。3点目です。主な被害の種類に係る調査事項は、具体的に作物統計調査のどのような調査結果の分析により代替が可能と考えているのか。また、今後、作物統計調査結果を利活用するに当たって、結果精度や統計の継続、あるいは利活用等の面で留意すべきことは何か。

次に審査メモ 21 ページのコの調査客体概況－農産物生産費統計関連共通項目②についてです。報告者における作物の生産に係る作業の受託を把握する調査項目を削除します。なお、組織法人経営体（農産物生産費統計用）の経営台帳においても同様の調査事項を新設します。

これについての審査状況についてです。本調査事項は、米、麦類などの生産費を把握する個別経営体に対し、作物生産に係る作業の受委託の状況を把握しているものです。このうち受託の状況については生産費の把握に際して補足的に把握するものであり、また、営農類型別経営統計において受託収入を把握する調査事項が別途設けられているとして削除するものです。これにつきましては、報告者負担の軽減の観点から見ておおむね適当であると考えますが、利活用等の観点から削除の妥当性について検討する必要があると考えており、現状確認を含め、3つの論点を整理しております。

1点目です。本調査事項は米、麦類などの生産費に関し、どのような統計表を作成し利用していたのか。2点目です。営農類型別経営統計において受託収入を別途把握しているとしているが、具体的にどのような内容を把握しているのか。削除による統計の継続や利活用等の面で支障はないのか。3点目です。作業の委託ではどのようなことを把握し、利活用しているのか。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、この論点に関しまして農林水産省から説明をお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それでは、まず、生産組織とは具体的にどのようなものかということ、それから、生産組織への参加状況により他の調査事

項とどのようなクロス統計表を作成して活用していくのかという指摘です。前回の資料2をご覧ください。

○川崎部会長 前回の資料2ということで、農業経営統計調査関係その2と記載してあるもので、39 ページ目ということだそうです。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料2の39 ページで農林水産省の回答等が記載してある部分です。

○川崎部会長 よろしいですか。では、お願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 生産組織とは具体的にどのようなものか。それから、参加状況とその他の調査事項とのクロス統計表をどのように活用していくのかという指摘です。まず、生産組織とは複数の農家が農業生産過程における一部もしくは全部についての共同化・統一化に関する協定のもとに結合している生産集団または農業経営や農作業を組織的に受託する集団を言います。それから、統計表の部分になりますが、生産組織への参加の有無に係る組替集計について、政策部局からの要望に対応するため把握をしてきましたが、農業経営体の組織法人化が推進される中で、この事項についてのニーズが低下していて、当該結果を利用した実績がないことから廃止をしたいと考えています。

論点2の、主な被害の種類、その具体的な利活用のイメージということ。被害の種類（病害、虫害など）を把握することによって、例えば病害虫が多く発生したので農業薬剤費が増えたといった検証ができます。具体的には、薬剤の使用、防除の実施、作柄の見回り、収量の低下などが調査結果への影響として、農業薬剤の増加、防除労働時間の増加、管理労働時間の増加、単位数量当たりのコストの増加につながってくるという形で見てきたということです。

論点3の、被害の調査事項ですが、作物統計調査のどのような調査結果の分析により代替が可能だと考えているのかということ。作物統計調査結果を利用するに当たって留意すべきことは何かということ。作物統計調査の被害統計に関しては、被害の種類（降雪、大雨、台風等）別の被害面積、それから、被害量が作物別・都道府県別に毎年公表されること。米については被害種類ということで気象被害、病害、虫害別の被害面積及び被害量が都道府県別に毎年公表されます。こういった調査結果を把握、分析することで、府県別の結果や、あるいは地域別の結果、そういったレベルで代替可能だと考えているところです。

具体的には前回資料の別紙5をご覧ください。今後は調査対象経営体ごとの要因分析はできなくなりますが、調査結果について分析が可能であるということで、結果精度や統計の継続、利活用面への影響はないものと考えています。

次に前回資料42ページの論点1の、受託面積に係る統計表はどのようなもので、その利活用はということです。政策部局からの要望に対応するため、調査対象品目に係る自家生産物以外の受託状況について補足的に把握していたところです。統計表としては作成をしていませんが、当該調査事項を用いて農機具等の調査対象品目以外へ有効利用することによる生産コスト低減効果等の分析に活用してきました。

論点2ですが、営農類型別経営統計における受託収入の内容と生産費統計の受託面積削除による支障はないかということです。受託収入については、調査対象の経営体が農作業受託により得た収入を言います。生産費統計における受託面積を削除しても、営農類型別経営統計の受託収入の調査結果を活用し分析することにより、統計の継続は担保されるという、利活用面ではそこで代替できていると考えているところです。政策部局においても、生産費統計における受託面積の具体的な利活用はないということで、利活用面の支障はないものと考えています。

それから、論点3の作業委託の利活用についてです。作業の委託については、個人、団体別に調査対象品目に係る委託作業別の委託面積を把握しております。生産費統計の費目の1つである賃借料料金には作業委託に係る料金が含まれており、当該費目の調査結果の分析に活用しているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に関しまして、質問、意見等がありましたら、お願いしたいと思います。これは2つの調査事項の削除ということですが、いかがでしょうか。最初の方は、農業経営の関係でもありますので、納口専門委員、何か意見ありますでしょうか。

○納口専門委員 生産組織のところよろしいですか。

○川崎部会長 そうです。

○納口専門委員 生産組織に関しましては、農林業センサスでも以前はかなりこういった調査項目がありましたが、最近の農林業センサスでは、ここまで削除されてきたということです。実態としましては、ここにありますように栽培協定とか、農業機械の共同利用というシンプルな生産組織というのがあまりなくなってきました。それで、例えば販売を共

同で行うのだが、それについては栽培も同じような指針を持ちましょうとか、例えば米の乾燥調製施設を共同で利用しましょうとか、そのように生産組織も非常に複雑になってきておきまして、恐らくこういう指標でデータを取っても利用しにくいというか、ほとんど利用できないという状況なのかなと思ひまして、結論としては削除も妥当ではないだろうかと思っております。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、生産組織の関係、あとその他、被害、それから、先にコまで行ってしまいますが、受委託の相手ですか、受託のところの削除といったことがありますか、いかがでしょうか。どうぞ。

○納口専門委員 受託のところなのですが、実態としますと、以前、農地の流動化がそれほど進んでおらず、農地の貸借まで至らないときに、それでは、刈り取り作業だけ頼むよとか、そういった形で農作業の受委託というのがかなりありました。最近では受ける方も、農作業受託よりも農地を借りる方が自分の経営のコントロールができますので、委託する方もこの作業のみ委託するというのではなくて、農地を貸し出して全てお願いするというような形に移行してきていると思います。

ただ、やはりその辺りは地域性もあると思います。回答の中では生産費統計で削除しても営農類型別統計の調査結果が活用できるとあるのですが、例えば米の生産費を計算しようと思ったとき、営農類型別というものはやはり米の生産が一番多いとしても、ほかの作物も入っていたりして、営農類型別の統計を生産費の方の統計に読み替えるということではできにくいように思うのです。この論点の2番の回答というのが十分分からないのですが、補足していただけるとありがたく思います。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 使い方がどうなっているかということだと思います。生産費の経営体の中で受託の状況というのをどのような指標で見ているのかという場合に、具体的にはなかなかその利活用がなくなってきており、そういった意味で営農類型の方が経営全体で考えたときに受託というものがどういう影響があるのかという形で見やすいとは思っているところです。

少し書き方が適切ではなかったかなという気はしますが、営農類型だと経営という形で見ますので、受託収入という部分で経営にどういう影響を与えているかというところが見やすい。ところが、生産費の場合には生産費と受託の面積との分析となってくると、今の

利活用は少し減っている状況があります。

○川崎部会長 これは私なりの理解で言えば、要するに生産費統計なので自らの生産に係る部分の生産コストとして委託の方は調べるが、他者の生産である請負の方は、他者のコストになるので自らの生産費にならないことから、現在の統計ニーズも鑑み、請負の方を削ったと、そういう理解で良いのかなと思いましたが、そういうことでしょうか。

○関農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 当該事項については、もともと公表していなかったところで、省内の政策部局で要因分析としての利用や、組替集計のためだったのですが、その利活用がないとなると、調査負担軽減という観点から削除させていただきたいというところではあります。

○納口専門委員 確認させて下さい。

○川崎部会長 どうぞ。

○納口専門委員 少し不案内で確認させていただいて恐縮なのですが、農業機械の減価償却費を計算するときに、受託をしているとその分は受託作業に案分すると思うのですが、そのために受託面積を把握する必要はないのでしょうか。先ほどの受託収入というマネタリーでは把握していますということで代替できるということなのでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 減価償却費の配分に関しては、直接的に使用割合で整理しますので、そこのところでは分かります。ただ、そういった個表の検証の中では面積がどれぐらいあるのかとの意味では、その傍証資料として使用ができたということだとは考えています。

○納口専門委員 分かりました。コストの計算には差し支えないということで理解してよろしいですか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。

○納口専門委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。何かありますか。小針専門委員、いかがでしょうか。

○小針専門委員 説明ありがとうございました。今の受託のところの扱いに関しては、そういうことだということでは分かったのですが、個人と団体を分けてということは、その形で活用されているということなのか、削減という観点であれば、合わせてしまって良いのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

○川崎部会長 なるほど。いかがでしょうか。更なる簡素化ですね。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 今回の指摘は、作業名は要らないということですね。

○小針専門委員 この左の受委託の相手のところに四角囲みがある点についてです。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 すいません、指摘が把握できなかったのですが、作業名の部分ではなくて、その個人と団体を分けるところのことですか。

○小針専門委員 はい。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 今ここですぐにはお答えできないので、次回、回答させていただきます。

○川崎部会長 私なりの理解をもう一度確認しますと、41 ページの上の方の変更案というところの一番左の枠の委託の相手の個人と団体をこの際、一緒にしても問題ないのではないかという趣旨だと承りましたが、その辺り可能かどうかというのを検討いただくということでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。それでは、今の点を除きましておおむね了解いただいたのかなと思います。その点につきましては、また次回、お答えを頂くということでもよろしくをお願いします。

それでは、これにつきましてはそういう整理とさせていただきます、次の事項に進ませてもらいたいと思います。次は、サからスまでの事項で米生産費統計の関連項目ということです。では、最初に佐藤調査官の方から説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 はい。承知しました。それでは、審査メモ 22 ページ、サの調査客体概況－米生産費統計関連項目①についてです。個別経営体の経営台帳に、ほ場間の距離及び団地への平均距離を把握する調査事項を追加することについてです。なお、組織法人経営体（農産物生産費統計用）の経営台帳においても同様の調査事項を新設します。

こちらについての審査状況です。本調査事項は、米の生産コストの分析に資するため把握するものです。日本再興戦略において米の生産コストに係る成果目標が掲げられたことから、生産コストの要因を詳細に把握する必要があるとしまして、ほ場間の距離及び団地への平均距離を把握する事項を新たに追加するものであり、おおむね適当であると考えますが、把握目的や利活用の観点から見て当該事項の追加は妥当か検討する必要があると考

えておりまして、現状確認を含め、3つの論点を整理しております。

1点目です。ほ場間の距離及び団地への平均距離とはどのようなものであり、どのような統計表を想定しているのか。また、これらの調査結果と米の生産コストとの関係について具体的にどのような分析を行い、どのように利活用することを想定しているのか。2点目です。報告者の負担軽減や正確なデータ確保等の観点からGPSやビッグデータなどを活用する余地はないか。3点目です。報告者が紛れなく正確に回答してもらうため、どのような措置を講ずるのか。

続きまして、審査メモ23ページ、シの調査客体概況－米生産費統計関連項目②についてです。米の生産調整実施状況について、飼料用米作付状況に限定して把握し、また、水稻裏作作付面積及び包装した玄米数量を把握する調査事項を削除することについてです。なお、組織法人経営体（農産物生産費統計用）の経営台帳においても同様の調査事項を新設します。

これについての審査状況です。米の生産調整実施状況及び水稻裏作作付面積は調査対象である個別経営体における耕地の有効利用度を測る指標として把握しているものですが、営農類型別経営統計においても土地の利用状況を把握しているとして削除するものです。ただし、米の生産調整実施状況につきましては、飼料用米作付面積に限定して把握するものです。また、包装した玄米数量につきましては、米の流通経費における包装荷造費を把握する際の参考情報として把握しているものであり、米の生産費に直接関係する事項ではないことから削除するものです。

これらにつきましては、報告者負担の軽減の観点からおおむね適当であると考えますが、利活用の観点から見て当該事項の削除や追加は妥当か検討する必要があると考えており、現状確認を含め、3つの論点を整理しております。1点目です。米の生産調整実施状況及び水稻裏作作付面積につきましては、具体的にどのような分析や利活用を行っていたのか。削除することによる利活用等の面での支障はないのか。2点目です。米の生産調整実施状況については、飼料用米作付面積に限定して把握することとしているが、どのような分析や利活用をすることを想定しており、また、統計表を作成しようと考えているのか。3点目です。包装した玄米数量についてはどのように利活用していたのか。削除することによる利活用面での支障はないのか。

次に、審査メモ24ページ、スの調査客体概況－米生産費統計関連項目③についてです。飼料用米作付状況及び移植、直まき別作付面積を把握する調査事項を追加することについて

てです。なお、組織法人経営体（農産物生産費統計用）の経営台帳においても同様の調査事項を新設します。

これについての審査状況です。本調査事項は、先ほどのサと同様に日本再興戦略において米の生産コストに係る成果目標が掲げられたことから、生産コストの要因を詳細に把握する必要があるとしまして、移植及び直まき別に米の作付面積を把握する事項を新たに追加するものであり、おおむね適当であると考えますが、把握可能性や利活用の観点から当該調査事項追加の妥当性等について検討する必要があると考えておりまして、現状確認を含め、3つの論点を整理しております。

1点目です。移植及び直まきとは、それぞれどのようなものか。また、生産コストの分析の観点から両者に具体的にどのような違いがあるのか。2点目です。具体的にどのような分析や利活用をすることを想定しており、また、統計表を作成しようと考えているのか。3点目です。報告者が紛れなく正確に回答してもらうため、どのような措置を講ずるのか。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省からお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それでは、ほ場間の距離等の部分になりますが、ほ場間の距離及び団地への平均距離とはどのようなものであり、どのような統計表を想定しているのか。それから、具体的にどのような分析による利活用を想定しているのかということです。ほ場間の距離及び団地への平均距離のイメージは次のページの図にありますが、統計表については全国規模階層別、それから、全国農業地域別、規模階層別、府県別に公表している統計表に当該調査事項を掲載することを想定しています。

それで、具体的には次ページの図の方になりますが、ここに赤であらわしておりますA、B、C、D、Eが団地ということです。①ですとか、②、③、④が1つ1つのほ場、1つの田ということです。具体的には通常利用する道路を使用した距離で、直線距離ではありません。

論点2の、GPSやビッグデータ、GISを活用する余地はないかということです。調査対象経営体が日常的に利用している団地やほ場までの実際の順路による移動距離を聞き取ろうとしています。稲の生育期間を通じて頻繁にほ場に行き来していますので、自動車の走行距離等により、距離は計測可能というよりも大体良く把握されているというのが実態だと考えています。それから、聞き取りに際して、もし調査対象経営体が団地やほ場ま

での距離を把握していない場合には現在、作物統計調査で導入している衛星画像で距離を計測するなど正確なデータ確保に努めたいと考えているところです。

論点3の正確に回答していただくための措置ということですが、報告者に対して地方農政局の職員もしくは統計調査員が聞き取る方法により把握するという形をとっております。この整理につきましては、調査要領、調査員マニュアル等に論点1のイメージを用いるなど分かりやすく記述して報告者に正確に回答してもらえるよう指導したいと考えているところです。

次に調査客体の概況の部分で米生産調整の関連等です。論点1の水稻の裏作の作付面積について、その利活用と削除した場合の支障についてです。調査対象経営体が使用する田について調査対象品目である水稻以外の作付状況を把握して、耕地の有効利用度を測る指標として把握していました。農機具等の調査対象品目以外の有効利用による生産コスト低減効果等の分析等に活用することができます。耕地の利用状況につきましては、営農類型別経営統計において別途把握しているということで、その結果を活用することが可能なことから廃止するものであり、支障はないものと考えています。

次に論点2の飼料用米の作付面積の把握による分析と利活用、そしてどのような統計表を作成するのかということです。先ほどもありましたが、食料・農業・農村基本計画の中で食料自給率の維持向上ということで飼料用米の生産拡大の推進について明記されております。生産の利用拡大に非常に農林水産省としても力を入れてきているところです。そのような中で飼料用米は米生産費統計の対象品目である食用に供する水稻とおおむね同様の栽培方法で生産をされており、生産に使用する農機具についても同じものを使用することが多く、米生産費との関連性が強いことから農機具等の有効活用による生産コスト低減対策等の分析に資するため、当該調査事項に限定して引き続き把握をしたいということです。

具体的に平成26年産の米生産費の集計対象、991経営体のうち、81経営体が作付けをされており、まだわずかではありますが、そのような状況があります。今後、必要に応じて政策部局からの当該調査事項を用いた組替集計の要請に対応したいと考えているところです。

次に、論点3の包装した玄米数量の利活用、それから、削除することによる支障ということです。流通経費に係る包装荷造費の参考情報として把握していましたが、当該調査事項については、調査対象品目の生産を維持・継続するために要した費用を捉えることが目的である生産費統計の範囲外の事項ということで、直接関係する事項ではないことから統計の継続については担保されるものだと考えています。政策部局の利活用もほとんどない

状況で支障はないものと考えています。

次に直まきの関係です。まず、論点1の移植と直まきというものはどのようなものかということと、コスト分析の観点からの両者の違いです。移植ですが、そこにあります写真1、2のとおりですが、左側の苗の下にあるプラスチックの容器が苗箱です、苗箱等で育苗して苗が一定の大きさになった後に水田に移植する方法を言います。この移植する作業が田植えと言うということです。直まきの方ですが、写真の3、4になりますが、移植のように育苗を行わないで田に直接種もみをまく方法を言います。直まきによる栽培は移植による栽培に比べて育苗、あるいは田植えにかかる資材や作業が不要であるということ。それに加えて生育期間が長いため、場合によっては移植栽培と作業のピークがずれるということで、移植栽培と直まきを組み合わせて時期をずらした規模拡大が可能で、そういった意味でも生産コストの低減が図れる技術です。

論点2の、どのような分析を行うのか、また、その統計表はどういったものを作成するのかということです。低減効果の分析ということで、直まきが主体の調査対象経営体と移植が主体の調査対象経営体をそれぞれ抽出し、集計した調査結果を比較分析するなどして、政策部局から当該調査事項を用いた組替集計の要請に対応したいと考えています。統計表については、全国規模階層別、全国農業地域別の規模階層別、府県別に公表している統計表に当該調査事項を掲載することを想定しています。

論点3の、その報告に当たって正確に回答していただくにはどのような措置を講ずるのかということです。これも経営台帳ということで報告者に対して地方農政局の職員もしくは統計調査員が聞き取る方法により把握しています。そういった中で調査要領、調査員マニュアル等に分かりやすく記述し、指導したいと思います。この事項については、かなり分かりやすい部分だとは思っているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、調査事項の追加、あるいは削除、新設といったところになりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○河井委員 あまりよく知らないのですが、2つ質問がありまして、1つ目は43ページ、あるいは44ページのほ場間の距離と団地への平均距離を調査されるということは、農地の規模拡大に応じてこの距離が長くなるというか、点在して保有するようになってコストが上昇するというか、そのようなイメージでこのような調

査をされるというように考えて良いのかということが1点目。この調査をする意図ですね。

2点目の質問は、直まきと移植の48ページのところなのですが、こちらは作付面積を調査されている訳なのですが、移植も直まきも土地生産性というか、収量というものはほぼ同じと考えて良いのでしょうか。もし同じであれば、この面積だけの調査で十分なのかなという気はするのですが、生産性に大きな違いがあるのだとしたら、収量とかそういったものも調査する必要があるのではないかという気がするので、その2点について少しお教えください。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 1点目ではありますが、現在、これまで規模拡大をしてこられた経営者の方々が、ほ場が分散して存在するケースが多いのが現状であり、例えば田植機なりコンバインなりをそこへ持って行って田に入れるだけでもかなり時間を要するというようなことがあります。時間が効率的に使えないという、作業が効率的にできないという状態がありまして既にコストが高いというような認識はかなり持たれているところです。その内容についてやはり明らかにしたい。私どもが政策的に推進している農地をなるべく1つの地域に集約をしていく政策を、農地中間管理機構等を使って、なるべく集約した形で担い手に渡していこうという政策をとっておりますので、分散するということが本当に言われているようにコストが高いのかというようなことを明らかにしていく必要があると考えているところです。

それから、2点目の部分になります。2点目の部分につきましては、直まきと移植でということなのですが、生産費には2つ指標があり、基本的にコストですので生産物の一定の単位当たりにかかるコストを見ていくというのが基本なのですが、10アール当たりでどれだけの費用を投入しているかということが主要な指標として見られている場合が多いです。そういったところで見ると、面積を把握していくというのが主体になってまいります。ただ、収量的な面で行くと正確には今すぐまだ出ないのですが、多少差があったようには覚えております。

そういった意味では、単位当たりの収量に対するコストというのにも、その収量というものは反収の影響、単位当たりの10アール当たりでどれだけ収量がとれるのかということも影響を与えていくことだと思っておりますが、そこは別には把握できないか。でも、完全に分けているところは把握できるのか。ということで、どちらかというとも10アール当たりで見えていくということが多いということで、そういった形で整理しておけば、かなり見ら

れるのではないかと思っています。

○関農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 確かに最近は収量が近づいていますが、仮に完全に別で行うとすると、同じ客体の中で2つの調査を行うことになりません。

○河井委員 本文中にも記載していますが、組み合わせることで生産性を向上させると記載していますよね。そういう使い方をしているのだとしたら、確かに難しいですね。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 ただ、以前は直まきの方が収量は少なかったのですが、今は大分、移植に接近してきている状況です。

○川崎部会長 では、把握したいが、本当は分けて把握したいが、現実にはそれほど支障がないだろうし、また、それ以上調べるのも限界があるということで、こういうことになっているというのが説明の趣旨かと思いますが、よろしいでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 面積の部分は経営者の方々、把握しやすいのですが、別々の収量となると結構やはり、大規模の方が非常に経営分析をされているような方は分かりやすいとは思いますが、小規模で併用されている方では分かりにくい部分もあるかと思えます。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。ほかの委員の方、いかがでしょうか。どうぞ、どちらからでも。では、小針専門委員からどうぞ。

○小針専門委員 ありがとうございます。幾つか確認をさせていただきたい点があるので、まず、1点目として、このほ場間の距離と団地への平均距離のところを確認させていただきたいのが、まずこの最も離れているほ場間というときの「最も離れている」というのが、この図で言うと、この1つの団地という形のところに限定されたところの離れている部分だと思うのですが、実際の組織経営体で100ヘクタールを超えているような経営体になると、全然違うところに農地があるようなケースもあるので、ここで言っているこのほ場間の距離が、この最も離れているという説明だと少し現実のところとそぐわないのかなという気がするのですが、整理が必要ではないのかなと思います。

○川崎部会長 では、よろしく申し上げます。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 その難しさは現実にはあると思っています。ただ、定義的に、それでは、その1つ小さいのが離れているからといって、どの範囲までそれを外すのかとか、このようなことを考えていくと非常に難しい部分がありますので、今の段階ではこの6と12といったような、ほ場として一番離れているという形

で整理したいと考えています。

○川崎部会長 かなり時間もかかっておりますので、ある程度先に質問を全て挙げていただいて、まとめてお答えいただくという形でいかがでしょうか。一問一答を行っていたらどうしても時間がかかりますので、恐縮ですが、幾つか質問がありましたら、納口専門委員の質問も含めて後ほどまとめて、質問を全部一度リストアップする形でお願いできたらと思います。

○小針専門委員 この団地への平均距離とは場間の距離というのをもう少し定義を整理して、1つの経営体にとっての実際の移動コストがどのぐらいかかっている等が分かるような形の方が良いのかなと思いました。

あと、飼料用米の作付けのところに關しては、今の説明で飼料用米に關しては主食用米も同じ機械を使うのということだったのですが、実際の状況を考えると、収穫時期が飼料用米は大変遅くなっていて、その前に主食用米を行ってということで同じ機械を2回使っていたりすれば違うかとは思いますが、実際の状況だとほぼ同じ時期に収穫等をしていることが多いので、理由として飼料用米作付をすることが、コスト削減につながるというものは少し違和感があります。もしその理由で考えるのであれば、むしろ今回、削除することになっている水稲の裏作の作付面積をきちんと把握して、米以外のところにも使っているという形で機械などのコストが低減されているということを反映させる方が筋として通りやすいのではないかなという、今の説明は違和感がありました。

今、飼料用米が非常に政策的に中心になっているということを踏まえて飼料用米の作付け面積を把握するということは分かるのですが、コストとの関係等を踏まえると、飼料用米以外の加工用米等の面積というのも一定程度ありますし、それも組み合わせてというところでコスト削減をしている経営体というのもありますので、今の説明の趣旨のところと言うと飼料用米だけを取るところには少し違和感を覚えます。移植と直まきのところに関しては、河井委員がおっしゃったことと一緒にです。

○川崎部会長 ありがとうございます。

どうでしょうか。関連の質問ですか、それとも分けた方がよろしいですか。

○納口専門委員 私は飼料用米だけをなぜ把握するのかがやはり小針専門委員と同様に疑問に思ったのです。政策をきちんとフォローしていないところがありますが、加工用米とか米粉用米とか、あと今、輸出用米というものもあるのですかね。そういったところを把握しなくてというか、これらの中から飼料用米だけを把握するのが、少し理解できなかった

部分があるのですが、教えていただければありがたいと思います。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 分かりました。よろしいでしょうか。移動コストの件は分かるのですが、どこまで接近するかという部分だと思っていました。この状況の中で移動を詳細に捉えてコストを把握していくということはかなりつらいと思っています。もし国が調査をやろうとすれば、ある程度ざっくりになります。こういった分散錯圃の状況がどの程度なのかをこの指標で見てもらい、その状況別で水稻のコストはどうなっているのかという形を見てもらえばと思っていますところ。

それから、お2人から指摘をいただいた点について若干説明が悪かったかと思っています。実を言うと、私どもとしては今回、関連した事項、先ほどの加工用米の部分も含めまして、何もなければ廃止をしても良いかなというようなところだったのですが、飼料用米について飼料用米自身の生産コストが求められる状況があり、それを見ていくとなると実際には同じ品種が使われている、食用の品種が飼料用米に使われているというのも私どもの経営体、先ほどの81の経営体の多くがそういった状況です。

そういった中で、まず81の経営体の中でどのような生産費になっているのかということは何らかの形で加工していくというようなこともありますので、この面積というものも検証の中で、こういった数字を見ていきたい、取っておきたいという考え方もあります。この部分だけで減価償却費が下がるとかの趣旨ではありませんでした。

○納口専門委員 少し確認なのですが。

○川崎部会長 どうぞ。

○納口専門委員 今のお答えでは、主食用米と飼料用米のそれぞれのコストを把握するという、そういうことと理解してよろしいでしょうか。そういうことなのですね。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 そういうことも想定をしているということです。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 あくまでも米生産費調査の中では主食用米の生産コストという形で調査します。一方、飼料用米についても、今、生産拡大に対してコスト低減を求められており、その辺りが簡便な形の聞き取りでできるかどうかというところを検討している状況です。現行のコストに対して飼料用米がどのぐらゐの割合でかかるとかを今検討しています。

○川崎部会長 どうぞ。

○納口専門委員 今のお答えだと何か、主食用米も飼料用米も同じ品種で作っている農家が多い。そうだとするとコストとしては変わってこないと思うのですが、ほかの加工用米だとか、米粉用米なども含めた面積を聞くのだとすると、その分を減価償却費から引いて主食用米のコストが正確に出るということはないのですか。つまり、先ほど小針さんが麦のこともおっしゃって、麦というものは米と大体同じ機械が使えるので、麦なども含めてになるかと思うのですが、今、ここで出されているものは、あくまでも主食用米のコストを正確に出すために、この飼料用米の作付状況というのを出しているのか。それとも主食用米のコストと飼料用米のコスト、これは飼料用米というものは非常に政策的に重要なので、それを特出ししてコストを計測するということなのか、そのどちらなのかを教えてくださいたいのですが。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 何らかの形で飼料用米のコストを出したいと思っています。これをきっかけに面積を把握することによって、何らかの足掛かりにしたいと思っています。そのときに同じように行っている部分については指摘のとおり同じだと思っています。さらに言うと、専用品種を使っている場合に違う部分が発生してくるということだと。

それでは、どのように情報収集するとか、そういったことも含めながら考えていかなければいけないのかもしれませんが、事例的な形になると思うのですが、まずはどういう取っかかりで飼料用米のコストを見ていくかということも政策的には考えていかなければいけない部分が今生まれてきていますので、その足掛かりにこの飼料用米の作付面積をこの生産費調査の中で整理をしたいと思っていますところでは。

○川崎部会長 そうすると、この飼料用米コストの把握が、これを入れたからといって完全にできるわけではないが、それに少しでも接近したいという第一歩という位置付けなのでしょうかね。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。

○川崎部会長 どうでしょうか。そういうお考えのようですが。小針専門委員、いかがでしょうか。

○小針専門委員 説明、ありがとうございます。この飼料用米の面積を把握することであったり、直播と移植を分けて把握するということは、それ自体は経営にとっての重要な指標になるということだと思いますので、それ自体には反対ということではありません。ただ、今幾つか用途別の話があったりだとか、例えば輸出用米というものは、制度上で言

うと主食用ではないという区分みたいな形になっていて、ここで今、以前の米生産費調査のように用途別でコストが変わるだとか、品種を変えるとということが想定されない形で今まで来ていたものに対して、今後、そういう制度的なもの等々含めても、例えば飼料用米と主食用米というものは全く別のものであるだとか、生産体系そのものが変わる可能性があるので、この生産費をどういうふうにとっていくのかという、そこは大きな問題なのかなと思いますので、今後の検討事項として整理すべき事項かなとは思っています。

○川崎部会長 では、今までのお話を私なりに整理させていただきますと、この事項をこのように変えていくこと自体は良いが、まだこれで完全に状況が把握できるわけではないので、少し過渡的な性格もあるというように私は受けとめました。きちんと飼料用米のみのコストを把握するということについては、また今後引き続きさらに精緻化するなど、どこかの段階で検討していただくという課題が残っているということなのかなと。また、輸出用米とか、その他の種類の米についてもどうするかというのがまだ今後の課題としてあり得るということなのかなと思いましたが、そんな理解でいかがでしょうか。どうぞ。

○納口専門委員 先ほど類似の質問をさせていただいたのですが、機械の減価償却の案分のところに関しては、主食用米に使用する時間は何%というようなことを聞くところはあるわけですね。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 使用割合を聞くところがあります。

○納口専門委員 使用割合は分かるのですね。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 はい。分かります。

○納口専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、その点は今のような理解で、基本的には良いが、まだ今後、この飼料用米のコストの把握の仕方については、引き続き研究が必要だと理解しました。

もう1点、最初の方に小針専門委員が指摘になったほ場間の距離の問題ですが、やはり最大の距離というのが何なのか。例えば、本当に広い面積のものがあって1個だけ小さいものが離れている場合と、対等の面積で同じ距離だけ離れている場合とで随分その辺りのウエートも違ったりするのかもしれないと思うので、この距離の測り方というのは、概念をきっちり整理して回答しやすく把握されたということは、私もその努力は多とするのですが、どうもそれが何メートル違ったら、何キロ違ったらどれだけコストに反映するの

かということとはなかなか把握しにくいところかなという気がするのですね。

ですから、その意味では、どの程度厳密に回答者に答えていただかなければならないのか、結構、大ざっぱな階級記入で100メートル程度なのか、1キロ程度なのか、5キロなのか、10キロなのかとか、それぐらいで十分なレベルの情報のような気もするので、ここは過剰な負担にならないように、かつ利用に支障のない程度のバランスを考えていただくというのが私は必要かなと今までの議論を伺いながら感じましたが、これは私なりの感想ですが、提起していただいた小針専門委員、いかがでしょうか。あるいはほかの方でももちろん結構ですが、納口専門委員。

○納口専門委員 従来、ケーススタディでこういうことをかなり行ってきておりまして、それが統計の中にも入ってくるのかなというところでは感慨深いものがあります。それで、小針専門委員が言われたようにポンと1つだけ離れている場合、どうするのという話がありました。受ける農家の方も経済的に考えているので、普通の状況だと遠いところに少しだけあるというところは受けたくないというのが普通なのですが、ただ、結構、奥さんの実家が離れたところに田んぼを持っていてみたい、そういう親類から頼まれてやらざるを得ないとか、そのようなケースがこのデータのところに歪みをもたらしてくるのかなという感じはしております。

それで、実際の経営を見ておきますと、規模拡大していくに従って、ほ場の分散が激しくなっていて、それがコストを押し上げていくというところは従来ずっと言われてきたのですが、ある程度規模が大きくなると例えば100ヘクタールを超えていくと、今まではかなり分散した形でほ場があったものが、その分散の間を埋めるような形でだんだんとほ場が増えていって、規模の拡大と共に分散が相対的には小さくなっていくのかなと実態を見ております。その辺りのところが統計で出てくるとおもしろいかなと思います。トライアンドエラーの部分もありますでしょうが、政策に対するコミットメントということもあり、こういう項目を挙げておられるのだらうと理解しております。

○川崎部会長 なるほど。分散の度合いを測るということは、どういう尺度で測るのか、1個だけ、何が一番良いかということとはなかなか難しいところがあるのかもしれない。

どうぞ、岸本専門委員。

○岸本専門委員 1点だけ関連して発言したいのですが、内容については、今、皆さん議論のとおりなのですが、分散のところでもよく注意しなければいけないなと思っ

ていることは、市町村を越えたり、県をまたいでの分散、このときには結構、行政的な手続

の手間というのがそれなりに増えていきますので、今後、こういったところをもう少し詰めて考えて検討していくということであれば、そういった都道府県や市町村を越えた分散のあり方みたいなものを補足していくことについても意識を向けていただけるとありがたいなと思っております。

以上です。

○川崎部会長 なるほど。ありがとうございます。

いろいろ意見をいただいておりますが、そうすると、分散の度合いは何か測る必要があるのですが、どういう測り方が良いかということは、考え方はあるかもしれないが、この事項としては入れていく方向として、ただ、完璧な指標ということでは必ずしもないかもしれないから、使い方の上でも工夫をしていただくということでしょうか。それでは、この事項の追加について特に問題ないということでしたら承とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、これでサ、シ、スのところまではよろしいでしょうか。私もおかげさまで大変勉強させていただきました。

では、続きまして、次の事項で麦類・大豆、牛乳生産費、あるいは肥育豚などの事項に進ませていただきたいと思います。では、これも佐藤調査官から説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、審査メモ 25 ページ、最初はセの調査客体概況－麦類・大豆・畑作物生産費統計についてです。生産調整実施状況を把握する調査事項を削除することについての審査状況です。本調査事項は、調査対象経営体における耕地の有効利用度を測る指標として把握するものですが、営農類型別経営統計においても土地の利用状況を把握することとしていることから、報告者負担の軽減を図るため削除するものであり、おおむね適当であると考えますが、利活用等の観点から当該調査事項の削除が妥当か検討する必要があると考えており、現状確認を含め、2つの論点を整理しております。

1点目です。本調査事項については麦類・大豆・畑作物に係る耕地の有効利用度を測る指標との関係で、具体的にどのような分析や利活用をしていたのか。2点目です。営農類型別経営統計では、生産調整実施状況を把握していない中、耕地の有効利用度を測るに当たって削除することによる支障はないか。

続きまして 25 ページ、ソの調査客体概況－牛乳生産費統計関連項目についてです。ここに誤植がありまして、搾牛乳ではなくて「搾乳牛」です。搾乳牛の概要を把握する調査事項を削除することについての審査状況です。本調査事項は、搾乳量の把握に際して補足的

に把握しているものであり、牛乳生産費統計の作成に直接利用しているものではないことから、調査対象の個別経営体の負担軽減を図る観点から削除するものであり、おおむね適当であると考えますが、利活用等の観点から当該調査事項の削除の妥当性等について検討するため、牛乳生産費の把握に当たり、これまでどのように利用していたのか。削除することにより利活用等の面での支障はないかという論点を整理しております。

次に、審査メモ 26 ページ、夕の調査客体概況－肥育豚生産費統計関連項目についてです。繁殖用豚の品種別頭数を把握する調査事項を削除することについての審査状況です。本調査事項は繁殖用豚の品種別頭数や他の調査事項とのクロス集計を行うために把握しているものですが、把握ニーズが低下しているため、削除するものです。これについては報告者負担の軽減の観点からおおむね適当であると考えますが、利活用の観点から削除の妥当性について検討するため、繁殖用豚の品種別頭数と他の調査事項についてはどのような統計表を作成し、利活用していたのか。把握が低下しているが、その背景・理由は何か。削除することにより利活用等の面で支障はないかといった論点を整理しております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、農林水産省からお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 論点 1 の麦・大豆・畑作物に係る耕地の有効利用度を測る指標の関係で、どのような分析と利活用をしていたのかということとです。調査対象品目の他における作付面積のうち、生産調整に係る面積を把握することで、調査対象経営体の耕地の有効利用度を測る指標として把握していました。有効利用するというに伴って、農機具等の調査対象品目以外の有効利用による生産コスト低減効果等の分析等に活用してきたということとです。

論点 2 の営農類型別経営統計での生産調整実施状況を把握していない中で、本調査を削除することについて支障はないかという指摘です。営農類型別経営統計調査につきましては、田畑別の経営耕地面積のほかに作物別の作付面積、それから、田畑別の作付延べ面積、生産調整田面積等を把握しております。そういった中で、耕地の利用状況を測ることが可能であるということから支障はないと考えているところです。

次に、牛乳生産費及び肥育豚の生産費で、この結果をどのように利活用していたのか、あるいは削除することによる支障はないかということとです。搾乳牛について、それぞれの期間を把握しているということは搾乳量との関係を分析するための指標として補足的な形

で把握、公表してきたのですが、政策部局の具体的な利活用や組替集計の要請がないということで削除するという事です。肥育豚の品種別の繁殖豚、それから、種雄豚の頭数を把握するという事についても同じようなことであり、品種別の多寡による生産コストの違いとかを補足的に把握しようということだったのですが、具体的な利活用や組替集計の要請がないことから削除したいということです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、3つの事項の削除ということですが、いかがでしょうか。どうぞ、河井委員。

○河井委員 まず、3つの事項のうちセのものについては、営農類型別経営統計でずっと同じような指標が利用できるということなのですが、ソとタですか、51 ページと 52 ページの豚と、あと搾乳牛については代わりの統計がないということなのですが、これを削除するということになると本当に良いのかなと少し不安になってしまうのですが、昔はこういう調査に対する要請はあったが、今はなくなったということですか。それとも昔からあまり使われていなかったというように考えるべきものなのでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 過去は使ってきたという経緯はありますが、最近でこれを利用したいろいろな分析や、何らかの組替集計みたいなことは必要としなくなってきています。例えば豚の品種別をあえて細かく見るというようなことまでは必要がなくなっているという状況です。

○関農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 特にソのところなのですが、最近では酪農の衛生対策を十分に行っていますので、乳房炎は昔に比べれば減っています。昔は当該事項を用いた分析の要望もあったのですが、最近ではありません。

○河井委員 例えば牛のことで生乳が減っていると先ほど出てきていましたね。生乳が減っている理由として、どういう原因があるのかというようなことを考える上で、例えば 51 ページの概要というのですか、分娩期間がどうだとか、こういう情報が必要だということはないのですか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それはどちらかというとな経営体数がどんどん減少しており、そちらをもっと分析して、どうしたら経営体が収益を上げていけるかを考えていく必要があるということです。

○河井委員 この辺はマージナルというか、あまり重要ではない。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 これらは、どちらかというとな畜産

技術でカバーはされていると思っています。

○河井委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。どうぞ、岸本専門委員。

○岸本専門委員 1点だけ確認させてください。50ページの自作地、借入地については、これは別の統計で既にこの区分についても把握しているという理解でよろしいのでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 営農類型別経営統計で整理をしているということです。生産調整実施状況で。

○川崎部会長 大丈夫ですか。もし調べて確認していただいた方がよろしければ。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 そうさせていただきます。

○川崎部会長 次回お答えいただいてもよろしいですが。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 自作地、借入地別の生産調整の実施状況という形では整理はできていないかと思いますが、必要ないと思っています。この統計を作成する中で、当該事項を分析に使うという必要はもうないのではないかなとは思っております。

○岸本専門委員 分かりました。

○川崎部会長 必要がないということですね。分かりました。では、そういうことで。

○岸本専門委員 はい。

○川崎部会長 ほかに、いかがでしょうか。小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 この50ページの2番の上のところでは、営農類型別経営統計では生産調整実施状況を把握していないとあって、下のところでは「生産調整田面積等について把握しており」となっているので、少し違和感を覚えるのですが。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 書き方を正確に記載した方が、生産調整実施状況に係る自作地、あるいは借入地の面積等は整理されていないということで前段を置いた方がよかったのかなと思いますが。

○小針専門委員 確認なのですが、まず、今回、この生産調整の生産費調査の方から、生産調整実施状況を外すということは、田畑を分けていない、今、多分、生産費を出すにも田畑を分けていないということも含めて、これを用いて分析をすることはまずないからなくすということで、ただ、ほかのところに関しては生産調整の面積、大体どれぐらい生

産調整を実施しているということに関しては営農類型別経営統計のところで状況は把握できるので、そちらで支障はないという形で削除するという整理で良いですね。そういうことであれば。

○川崎部会長 きれいに整理していただきました。ありがとうございます。なるほど、そういうことだったのですね。

ほかには、いかがでしょうか。納口専門委員、どうぞ。

○納口専門委員 酪農と養豚のところ、先ほども質問が出ておりましたが、私自身、あまり畜産の統計を使ったことがないのですが、例えば農研機構等で特に酪農などについては研究者がいると思うのですが、そういった方の意見というものは聴取されているのでしょうか。養豚のところになると、研究自体がかなり手を引いている状況ですので、政策的には整合しているのかなという気はいたします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 研究機関までは、正直なところ確認はしておりません。ただ、政策部局には私どもの畜産部になりますが、必要かということとは確認しており、ここは必要ないという回答だったことから、今回削除したいと考えています。

○川崎部会長 ご懸念でも。いかがでしょうか。

○納口専門委員 大変たくさんの項目がある中で、ここを削ったから対象者の負担がすごく小さくなるというようにも思いづらいのですが、こういう形で削ってくることの、もう少し裏が。例えば、データは取ったが、あまりデータ自体が有効ではないなど、そういった実態がありますでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 有効ではないといいますが、どちらかというとならば傍証的なデータの部分なのですが、生産費の調査事項の中では、生産費をいろいろな検証をするときに、どちらかというとならば傍証資料として使えないことはないとは思っているところです。要因としてこんなこともあるのかなと、変化してくればということはあるかと思いますが、ただ、今、差し当たってこれを使って何らかの具体的な分析や、あるいは政策的な活用ということで利用されているかと言えばされていないことから、今回、削除したいと考えています。これらの項目は農業経営統計調査全体から見れば、そんなに大きな事項ではありませんが、ただ圧倒的に調査事項が多いことから、少しでも削っていきたい。増やすものも必要なのですが、減らすところで少しでも減らしたいというのが現状です。

○川崎部会長 どうぞ。小針専門委員。

○小針専門委員 今回の点も含めてなのですが、例えば先ほどのほ場間の距離をどのように測るかというようなところも含めて、実際にこういうデータを使って分析している方へヒアリングを行うなど、それが必要なかどうかということ、今、納口先生がおっしゃったことは、そういうところ、確認をすることが必要なのではないかという趣旨でもあるのかなと思うのですが、それは行っていただきたいなと思います。実際に例えば先ほどのほ場間の距離等も農業経営学のそういう専門家の研究でどのような形で取ると効果的だとか、実際にはどういうふうに測っているというのもあると思うので、そういうことを参考にさせていただきながら、実際の合理的な取り方というものを考えていくということも1つかなと思いますので、そこは要望として申し上げたいと思います。

○川崎部会長 そうですね。項目を削除することはなかなか重たい決断ですが、もう一方で、調査実施者としては過剰な負担をかけたくないという、そのバランスの難しさだと思いますが、どうでしょう、今の提案のように分析のニーズをいま一度、念のため確認していただくということはいかがでしょうか。時間的な制約もあるかもしれませんが。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省の試験研究機関でしょうか。

○川崎部会長 なかなか試験研究機関と言っても、幅が広いですね。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 試験研究者の方々、例えばお1人の方が必要だと言われたときに、それを必要だと判断するのかという問題もあって、私どもとしては、主体としては政策部局が必要とする事項を一番重要視しており、その中で私どもリソースの関係で、調査技術上、非常に困難な調査を実際しております。農業経営統計調査は、そういった中で少しでも客体だけではなくて、調査者、今回、どんどん専門調査員という形で一般の方々から募集をしまして専門調査員化しております。

そういった中でもできるだけ調査事項を簡便化していきたいと思っております、そういった中で今回どこを削っていくのか検討をしてきたということもありますが、少なくとも今、意見をいただきましたので、何かこの分野を整理されているとか、あるいは酪農の関係で研究をされている方や、私どもの知っている範囲の中で、私どもの研究機関、関連する独立行政法人の中でお聞きすることを行ってみたいと思います。

○川崎部会長 なかなか厳しいところかもしれませんが、是非そのあたりも確認していただいて、より良い調査にして負担面と利用面のバランスをうまくとっていただけたらと思

いますので、かなり削ることはやむを得ないというのが実態のところであるかもしれませんが、その辺りのところの整理を是非よろしく願います。では、この点は、そういう意見もあることを踏まえて、次回報告を頂くということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ここで今、6時になっております。時間をあまり延ばさないと申しましたが、実はもう少しだけ審議事項が残っております。もしできましたら、もう少し時間を延長させていただきまして、審議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、延長とさせていただき、次の事項に進ませていただきたいと思います。では、佐藤調査官、説明をよろしく願います。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ26ページ、(4)の報告を求めるために用いる方法の変更についてです。これまで地方農政局等の職員又は統計調査員が調査票を回収する場合、数か月に一度、年4回を超えない範囲で調査対象者を訪問して回収することとしておりましたが、平成27年度から調査員調査の導入に伴い、調査対象者との信頼関係を醸成する必要があることから年4回に限定せずに訪問回収が行えるよう変更することについてです。

これについての審査状況です。本調査は報告者である調査対象者に対して5年間継続して報告を求めていることから、報告者との信頼関係を醸成するため、調査員による訪問回数の上限を廃止することとしております。これについては調査の円滑な実施に資すると考えられることから、おおむね適当であると考えますが、今回、平成27年度に調査員調査を導入して以来、初めて調査対象を入れ替えることになるため、回収率の維持・向上等の観点から調査方法の妥当性等について検討する必要があると考えており、現状確認を含め、3つの論点を整理しております。

1点目です。各調査票について、過去5年間の全体及び調査方法別の回収数・回収率はどのようになっているか。2点目です。本調査は平成27年度から調査員調査を導入し、現在、職員調査や調査員調査、オンライン調査等により実施しているが、調査の効率性や回収率等について調査実施者としてどのように評価しているか。調査の効率的な実施等の観点から講じている、または講ずる予定の方策はあるか。3つ目です。本調査に従事している調査員の人数はどのくらいか。また、調査員は通常どのくらいの報告者数を担当しているのか。訪問回数の変更により調査対象者との信頼関係の醸成のほか、どのようなメリットがあると考えているのか。さらに訪問回数の増加により報告者が調査に対する忌避感を

抱くおそれや調査員手当などの経費の増加などが懸念されるが、訪問回数の変更による支障はないか。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。

では、農林水産省からお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 過去5回の全体及び調査方法別の回収数・回収率はどのようになっているかという指摘です。下の表にあります。具体的には特にオンラインの部分が主体になりますが、オンラインの部分は0.1%ぐらいずつの伸びにとどまっているところです。あとは職員、あるいは郵送といったところが主たる方法ということで、今回、統計調査員の手法を導入してきたというところです。

論点2の調査の効率性や回収率等について調査実施者としてどのような評価を行っているのか、調査の効率的な実施の観点から講じている、または講ずる予定の方策はあるかということです。調査員調査については、実査・実践研修及び一定期間の業務経験を経た後でのフォローアップ研修を行うほかに、適宜OJTによる指導等を行っております。そういった形で調査への習熟度の向上に努めているところです。その統計調査員の評価については、業務の進捗状況をチェックして把握するという形をとっております。そういったことで、またそれをOJT等で指導していく、あるいは研修で指導していくというような形というところです。そういった統計調査員による調査の拡充を図っていきたいと考えております。

次のページになりますが、郵送回収については平成27年の実績で約4割程度となっております。回収に要する移動時間の短縮等の効果を得ていると思っております。それから、オンライン調査については、決算資料のデータの送信や資料還元の受信も可能であるということで取り組んでおりますが、まだまだ低い状態ですので推進に努めたいと思っております。

論点3の通常どのぐらいの報告者数を調査員の方が担当しているのか。それから、訪問回数の変更によって調査対象者との信頼関係の醸成のほか、どのようなメリットがあると考えているかということです。平成27年度で、統計調査員の人数は215人、929経営体を担当していただいております。それから、が、訪問回数が増加しても、1回当たりの調査票の確認にかかる時間は短縮されるということで、報告者への負担は軽減されると思っております。訪問回数の増加による経費面への影響については、統計調査員に対して担当する

調査対象経営体の都合に配慮して、少ない回数で巡回できるよう指導するなどの対応をとっているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、この関係の調査方法の変更に関して何か質問、意見等ありますでしょうか。西郷委員、お願いします。

○西郷委員 今回の提案についてということではないのですが、従前、職員が行っていた調査に統計調査員が導入されるということについて、この農業経営統計調査と農林水産省の統計がかなり専門的な知識が必要であるということから、調査員制度が導入されることによって精度が落ちることを懸念する声があったと聞いていたように思います。

平成 27 年に初めてこの農業経営統計調査で統計調査員が実際に導入されたということで、今、説明の中に統計調査員の訓練、トレーニングについても若干言及はありましたが、実際のところ、その調査員を導入するということできちんと従前と同じような精度が保たれていると理解してよろしいか、統計調査員導入の現状について、もう少し詳しく教えていただけるようであれば、今、伺いたい。質問というよりは、現状がどうかということの確認なのですが。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 従来、一般統計等を統計調査員にお願いして実施してきましたが、今回、農業経営統計調査と作物統計の実査に関して専門調査員を導入しました。そこに「専門」が付くということで、基本的には農業への知識があるということ。それから、一定の経験があるということ。統計調査に関する経験がある。そういう条件を付して、調査員手当も一般の調査員から見れば高い金額をお支払いしているというのが状況です。そういった形でもなかなか農業経営統計調査、あるいは専門的な統計調査は、指摘のとおり技術的な面で、やはりこの後 3 年ぐらいかからないとなかなか一人立ちしていただくには時間がかかるところです。

一部には O B もありますが、一般の方も多いものですから、そういった中で今は O J T、研修にかなり時間を費やしているのが実態です。これはこのままいくとますます増えていきますので、どうやって研修のあり方ですとか、O J T のあり方も、今いろいろな工夫をしているところです。そういった形で、今回、1 年たちましたが、結果が上がってきております。そういった意味では内容的に職員もカバーしながら整理をしていますので、そう大きな、精度、正確性が落ちることはないとは思っているところです。ただ、職員の数が

少なくなって専門調査員の数が増えたときに、そういったことが起こらないようにどうしていかというのを試行錯誤で、現在どんどん行っているところです。

○西郷委員 どうもありがとうございます。

○川崎部会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、岸本専門委員。

○岸本専門委員 同様に確認なのですが、オンラインの利用状況があまり伸びていないとか、伸び悩んでいるというのが見えまして、多分、オンラインで行ってもらったときの手順や方法、そこは何か見直しをすれば少し伸びる可能性があるのではないかと考えております。特に私どもの協会で行う調査の場合、やはりオンライン系の調査は非常に回答率が悪くて、これはなぜかという会社代表者が最後、回答案を見て決裁をしたいのに、それができないと、結局、オンラインのままで申請をするということができないと判断をされるケースがあるとか、少しの工夫で何かもう少し回答数が上げられるのではないかなという気はしますので、むしろ、経費削減等の側面から言うと、このオンラインを伸ばすための方法論というのも同時に考えていかなければいけないのだらうなと思っております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

この辺り何かお考えがありますでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それは意見として、特に組織の話がされたと思いますが、そういったところも含めて検討は必要、特にオンライン等になってくると、そういうことは必要だと思いますので、どんどん対象に当たって意見を聞いて改善を図っていきたいと思っています。

○川崎部会長 ありがとうございました。

ほかには、いかがでしょうか。それでは、この調査方法の変更については、適当ということでしたら承いただいたものとさせていただきます、今の岸本専門委員の意見については引き続きオンラインの更なる改善ということで継続的に努力していただけたらと思います。

それでは、次の項目に進ませていただきたいと思います。説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ 27 ページ、(5)の集計事項の変更についてです。集計事項につきまして、調査事項の変更等に伴う所要の変更を行うとともに、一部の集計事項について廃止等を行うことについてです。これについての審査状況です。統計ニーズ等を踏まえ、調査票の新設・廃止、調査事項の追加・削除等を行うことに伴いまして、調査結果として作成される集計事項の追加・削除等を行う

こととしております。また、標本設計の変更に伴い、代表性の担保が困難となる集計事項について、廃止または地域別表章を主要な農業地域等に限定するなどの見直しを行うこととしております。

追加・変更される集計事項につきましては、政策ニーズをはじめとした統計利用者のニーズに広く応えようとするものであることから、おおむね適当であると考えますが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか。表章区分等は適当か等について統計の有効性の向上等の観点から検討する必要があります。一方、廃止等される集計事項については、統計ニーズ等の低下を踏まえたものであることから、やむを得ないものと考えますが、廃止等による支障がないか検討する必要があると考えており、以上のことから現状確認を含め、2つの論点を整理しております。

1点目です。調査票の廃止・新設、調査事項の変更等に伴い、変更等を行うこととしている集計表の表章（統計表の様式）はどのようなものか。2点目です。集計事項につきましては、調査結果の利活用、統計ニーズ等の観点から見て十分かつ適当なものとなっているか。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、農林水産省、回答をお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それでは、調査事項の変更等に伴う、変更等を行うこととしている集計表章ということになりますが、具体的なものは、前回資料2の別紙7-1から7-10なのですが、後ほど確認してください、具体的には上位階層区分を細分化しましたので、それは細分化した内容で整理をしたいと考えています。

それから、調査事項として増やしたり、削ったりしたものについては、その形で整理をしたいと思っていますし、表章地域の変更も、これは第1回の資料等で整理をしておりますので、別紙の7-10（1）や（2）の部分ですが、農業地域別で一部地域にするとか、いろいろな見直しを、地域別をなくしたりするものもあります。そういった部分について整理をしたいと考えております。

論点2の、集計事項について十分かつ適当なものとなっているかということですが、いずれにしても、集計事項については利活用を踏まえて設定していますので、調査結果の利活用の観点から十分かつ適当なものだと考えています。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

なかなか表を見付けるところが手間取って恐縮ですが、いかがでしょうか。これは調査事項の変更に伴って、変更されているものがほとんどと認識しておりますが、特段何か意見、要望などありますでしょうか。どうでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料3の関係はよろしいですか。

○川崎部会長 そうですね。資料3がありますね。では、小針専門委員から意見が出ております資料3についてもお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それでは、第3回の資料3です。小針専門委員からの指摘部分になります。枠の中のアになりますが、他の法人統計をベースとした形へ表章イメージを見直した方が良いのではないかという指摘です。例えば売上総利益追加に伴う生産原価の追加というようなところでは、事業支出の内訳として生産原価がないため分かりにくいという指摘、あるいはイになりますが、従前の表章では事業外収入－事業外支出＝営業外利益となっており、そのような形で表章イメージが示されていますが、今回、営業外収支と特別損益を分離することに伴って営業外利益という名称では営業外収益－営業外費用と混同されることが懸念されるのではないかということで名称や定義を明確にする必要があるのではないか。

ウですが、経常利益が営業外利益の下に配置されているということで、経常利益は特別損益を差し引く前の数字であるため位置を変えた方がよいのではないかということ。エですが、他統計との平仄を合わせるために営業外収支、特別損益を分けるのであれば事業外収入、事業外支出の項目の位置付けを含めて検討した方がよいのではないかという指摘です。それについて①からになりますが、収支総括の部における表章を損益計算書に準じて並びを変更するという事。それから、項番を追加して算出方法を記載することにしたいと思います。それから、事業支出の内訳として生産原価及び販売及び一般管理費を表章することにしたいと思います。

それから、収支総括の部で表章している事業外収入、事業外支出及び営業外利益については、利用者の混乱を生じないため削除します。それから、変更について利用者へ説明をします。現行表章している事業収入及び事業支出の事業別の内訳についても収支に係る内訳を表章している収入の部、支出の部で表章するという事で、加えて営業利益の内訳を支出の部の下に設けて表章をします。具体的には別添の方で整理をしておりますので見ていただければということです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、資料2、資料3を併せまして意見等いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。特に意見をいただきました小針専門委員、いかがでしょうか。御覧になっていただいて。

○小針専門委員 ありがとうございます。指摘をさせていただいた形で修正をさせていただいていると思うので、こちらで基本的にはよろしいかと思えます。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかには何かお気づきの点などありますでしょうか。それでは、この集計事項の変更につきましては、了承いただいたものとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に公表時期の変更についてお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、審査メモ28ページ、(6)公表時期の変更について、表のとおり一部の統計につきまして公表時期を変更することについてです。これについての審査状況です。原料用ばれいしょ、原料用かんしょ又はさとうきびの生産費統計につきましては、甘味資源等の交付金単価算定の基礎資料として活用されており、更なる活用に資するため公表時期を調査実施年の翌年10月から翌年8月に早期化することとしております。

一方、個別経営体の営農類型別経営統計及び米の生産費統計につきましては、従前、食料・農業・農村政策審議会における米政府買入価格算定の資料とするため、調査実施年の翌年7月までに公表することとしておりましたが、平成16年産米から政府買入れは入札を基本とする方式に変更され、翌年7月までに公表する必要性が低下していることから、公表時期を翌年10月に変更することとしております。また、新たに追加する組織法人経営体に係る生産費統計については、各品目について個別経営体に係る生産費統計の公表時期に合わせて公表することとしております。

これらにつきましては利活用状況の変化に応じて見直すものであることから、一部の統計表については公表時期をおくらせる計画であることから、統計ニーズや統計利用者の利便性等の観点から、その妥当性等について検討する必要があります。なお、任意組織経営体に係る営農類型別経営統計は今回調査から調査対象の属性的範囲から削除することを踏

まえ、公表時期を掲載した一覧表から削除することとしております。

以上のことを踏まえ、現状確認を含め、2つの論点を整理しております。1点目です。本調査の各統計について過去5年分の公表実績はどのようになっているか。また、公表に遅延が見られる場合には、その理由及び今後の対応方針について説明願いたい。2点目です。公表時期の変更は統計ニーズや統計利用者の利便性等の観点から支障はないか。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、農林水産省からお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 まず、過去5年の公表実績について、また、その遅延の場合にはその理由ということです。公表実績は下の表にあるような状況であり、営農類型別経営統計及び米の生産費統計を除き、計画した公表時期のおおむね1、2か月以内に公表をしているところです。1、2か月の遅れについては、政策部局との間で動向の分析等に時間を要したことなどによるものです。

次ページの、営農類型別経営統計及び米生産費統計の公表時期について大きく遅れている背景です。米については平成15年産までは政府による備蓄米の買入価格を決定するに当たり、農業経営統計調査の動向統計の概数、それから、米の生産費統計の結果を集中的に短期間で取りまとめを行って、翌年7月までに公表し利用に供してきました。平成16年産米の政府買入から入札の方式に変更したことにより、買入価格を決定することがなくなり、これらの統計を7月までに公表する必要性も低下したということがあります。

あわせて、農産物の出荷形態が多様化し、年間を通じて出荷が行われることなどから、生産が調査期間終了以降となる事例が増えているということがあります。経営所得安定対策等の交付金の交付が翌年6月頃となることなどにより調査対象経営体の経営収支の確定が従前より遅くなって、必然的に取りまとめ期間が後ろ倒しとなる実態があります。近年の公表時期については、政策部局と相談の上、第3四半期に行ってきているという状況があります。

論点2の、公表時期の変更は利便性等の観点から支障はないかという指摘です。政策部局との間で公表時期については協議を行って、現在の公表時期で問題ない旨を確認しているところです。また、政策部局以外の利用者から、特段の苦情等はないことから大丈夫ではないかと思うとともに、先ほどありましたように個別経営体の確定が遅れているということもあって、それを加味した形で、きちんとした数字を作って出していくことが大切か

など考えているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

こちらにつきましては何か意見、質問等ありますでしょうか。これは政策利用の観点からすれば特段の支障はないということで、このような調整をされたということかと思えます。現実としてはこういうことかなと私は受けとめました、よろしいでしょうか。それでは、これにつきましては了承いただいたものとさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後にオンライン調査の推進というのがありますが、これにつきましては先ほど少し意見交換もさせていただいておきまして、オンライン調査、まだ率は低いということがあるので努力をしていただきたいということ。それから、それについてはまたいろいろ継続的な努力もされるというお答えもあったかと思えます。ということですので、改めて一からの説明ということは省略をさせていただきまして、もし何か質問や説明での補足などありましたら、手短にお願いできたらと思えますが、農林水産省の方から何か補足ありますでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 特に、先ほど岸本専門委員から指摘があったように個別の経営体が中心になりますが、論点2に記載しているように、私ども努力はしているのですが、まだまだ低い状態にあるので対象の方々にもやはりよく聞いて改善を図っていききたいなと思っているところです。

○川崎部会長 何かほかに意見等がありますでしょうか。どうぞ。

○河井委員 この問題は農林水産省だけではなくて、ほかの省庁も共通の問題なので、統計委員会などいろいろな場所で問題点や、あるいは改善点など共有していただけるようお願いします。

○川崎部会長 なるほど。そうですね。確かに1つの調査だけではなくて複数の調査でそういう経験や工夫が共有できたら良いですね。

ほかにありますでしょうか。では、この点につきましては了承いただいたものとさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。これで本日の審議事項は全部終わります、この調査についての審議事項も全部済んだこととなります。30分ほど時間が超過してしまい申し訳ありません。ただ、それだけ密度の高いご議論もいただけたと思っております。ありがとうございます。

これで少し振り返っていただきますと、本日の審議事項の中には幾つかの積み残しといえますか、改めて整理をお願いしたい事項がありました。1つ1つ申し上げるのもなかなか時間もかかりますが、例えば標本設計のところでは少し考え方を整理していただきたいという意見がありました。それから、その次の農業経営統計調査の調査事項の変更で、調査客体の概況のところでは個人と団体別の委託の作付面積でしたか、これの統合の可能性はないのだろうかというような指摘もあったりして、この点についても少し検討いただきたいと思います。それから、その次の事項飼料用米のところですかね。コストについてかなり議論はされながらも、ほかの種類米の把握はどうかなということです。それから、その次の事項ですが、麦・大豆・畑作、それから、豚の肥育豚の削除の関係では、これについてはもう少し研究分析のニーズのあたりも検討していただけないかという意見があったかと思いますが、それを少しフォローしていただけたらと思います。それから、調査方法の関係ではオンラインのことにつきましては、先ほどご議論がありましたように引き続き努力いただいて、また政府全体の課題としても捉えて、情報共有などをお願いしたいということだったかと思います。といったところがおおむね次回部会に向けての整理をお願いしたいところかと思いますが、その辺り、口頭で申し上げた部分が不正確なところがあるかもしれませんが、もう一度会議終了後に事務局と整理をさせていただきたいと思います。

時間は超過しましたが、これで全部の審議事項が終了しておりますので、今回は、その積み残しの事項につきましてお答えを頂くとともに、答申案についての審議を行うこととさせていただきたいと思います。この後の進め方につきましては、事務局の方から連絡をお願いしたいと思います。

では、事務局の方からお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会は7月4日、月曜日の16時から、本日と同じこの会議室で開催します。次回につきましては、ただ今部会長から説明がありましたが、本日の審議で調査実施者において改めて確認、整理が必要とされた事項について審議をした後、一通り論点に関する審議が終了しましたので、答申案について審議いただきたいと考えております。答申案につきましては、本日までの部会審議の結果を踏まえ、部会長の指示を仰ぎながら事務局にて作成し、作成した答申案につきましては委員、専門委員等の皆様に次回部会までに事前にメールでお送りしたいと考えておりますので、あらかじめ内容を確認いただければと思っております。

それから、本日及びこれまでの部会でお配りした資料につきましては、次回の部会にお

いても審議資料として利用いたしますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。なお、委員、専門委員等の皆様におかれましては、前回と同様にそのまま席上に残したまま退室いただいても結構です。事務局で保管の上、次回部会に席上に用意させていただきます。

事務局からの連絡は以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。大分時間を超過して申し訳ありません。審議への協力、委員、専門委員の皆様、ありがとうございます。また、各省の皆様、協力ありがとうございます。事務局の皆さんもありがとうございます。それでは、本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございます。